

議案第 65 号

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定  
について

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を別記の  
とおり制定する。

令和 2 年 6 月 5 日提出

所沢市長 藤 本 正 人

提案理由

新型コロナウイルス感染症に係る防疫作業手当の特例を定めるとともに、規定の整備をいたしたく、本案を提案するものである。



## 所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例（平成23年条例第42号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

### (2) 防疫作業手当

第4条の見出しを「（防疫作業手当）」に改め、同条第1項中「防疫手当」を「防疫作業手当」に、「第5項まで及び第7項」を「第9項まで（第6項を除く。）」に改め、「定める感染症」の次に「の患者若しくはその疑いのある者と接する作業又は当該感染症」を加え、「又は」を「若しくは」に改め、同条第2項中「1件」を「1日」に改める。

附則に次の見出し及び2項を加える。

### （防疫作業手当の特例）

- 6 職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定するものをいう。以下同じ。）のまん延の防止のため緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫作業手当を支給する。この場合において、第4条の規定は、適用しない。
- 7 前項の手当の額は、1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の所沢市一般職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年4月8日から適用する。